

学校体育施設開放時間短縮に伴う使用料の還付手続きについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和3年1月18日(月)から学校体育施設開放事業における施設の開放時間を午後8時まで短縮することとしております。それに伴い、午後8時をまたぐ利用区分の利用者を対象に、午後8時以降の時間数に応じた使用料を下記のとおり還付いたします。なお、利用をキャンセルする場合には、従来通り振替対応といたします。

<対象期間>

令和3年1月18日(月)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

<対象者>

午後8時をまたぐ利用区分の利用者であり、開放時間の短縮により、午後8時以降に使用しなかったもの

<還付使用料>

時間短縮により、使用しなかった午後8時以降の時間数に応じた使用料を還付いたします。

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後8時	300 円/回
武道場	午後10時		100 円/回
校庭	午後9時		170 円/回

福岡小学校、二川中学校、東陵中学校の校庭につきましては、総合運動場管理事務所にて別途対応いたします。

<申請手続き>

「学校体育施設開放事業施設使用料還付請求書(別紙1)」に必要事項を記入の上、提出期限までに「スポーツのまち」づくり課までご提出ください。

※提出後、請求書の内容と「使用許可申請書」の内容を確認させていただきます。

※請求書の申請者名と口座振込先が異なる場合には、委任状を併せてご提出ください。

<申請期間>

令和3年3月31日(水) まで

<提出場所>

豊橋市役所 西館3階 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課(郵送可)

<問い合わせ先>

文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課 (TEL:0532-51-2866)